

高レベル放射性廃棄物の最終処分場の選定対象拒否に関する要望意見書

政府は5月22日、原発から出る高レベル放射性廃棄物（以下、「核のゴミ」という。）の処分地の選定について、国が候補地を選定して自治体に協力を申し入れる基本方針を閣議決定しました。従来の自治体の表明を待つ公募方式から一転、国が主導で候補地を選考することになり、選定方式いかににかかわらず、「核のゴミ」処分場の危険性はいささかも軽減されません。

日本学術会議は、平成24年9月11日、高レベル放射性廃棄物の最終処分の計画について、長期に安定した地層が日本に存在するかどうかについては、科学的根拠の厳密な検証が必要であり、高レベル放射性廃棄物の処分に関する政策の抜本的見直しを提言しました。

原子力発電は、放射性廃棄物の最終処理方法を確立しないまま強引に進められてきました。原発から出る高レベル放射性廃棄物の最終処分は、10万年間の監視が必要な危険な核廃棄物を安全に保管できるのか、そこに核廃棄物が存在することを後の世代に知らせることができるのか等々の疑問に答えを持たず進められています。

釧路・根室海岸地域は、2012年から処分候補地の一つにあげられ、原子力環境整備機構（NUMO）によるシンポジウムも開催されています。しかし、日本学術会議の見解、風評被害の懸念などから、近隣自治体議会において、「処分場受け入れ拒否意見書」及び「処分場はいらない宣言」などが採択されています。

釧路・根室の海岸線は貴重な漁業地域であり農業、林業、優れた自然・景観の保全、地域住民の安全で安心な生活の継続・確保を含め「核のゴミ」とは絶対に共存できません。

よって、国においては、いかなる名目を問わず、釧路・根室地域に放射性廃棄物及び使用済み核燃料の持ち込みを認めず、処分場建設地の対象から除外するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

北海道余市郡余市町議会議長 中 井 寿 夫

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣